

携クリティカルパスを整備する。(実施対応済拠点病院 0 / 全拠点病院数 10)

- 放射線腫瘍学会認定医やがん薬物療法専門医を配置する。(放射線腫瘍学会認定医: 8 / 10, がん薬物療法専門医: 3 / 10)
- がん分野の認定看護師等(がん看護専門看護師, 緩和ケア認定看護師, がん化学療法看護認定看護師, がん性疼痛看護認定看護師, 乳がん看護認定看護師)を複数配置する。(3 / 10)
- 各部門の専門医が一堂に集まり治療法を議論する組織(キャンサーボード)を設置する。(2 / 10)

(2) 情報提供及び相談支援

- 統一的な公開基準に基づく拠点病院の治療成績(5年生存率)を公表する。
- 国立がんセンターが実施する相談支援センター相談員の研修会を修了した相談員を配置する。

(3) がん登録について

- 200床以上的一般病床を有する医療機関の80%以上で国が定める標準登録様式に基づく院内がん登録を実施するため、拠点病院が地域の医療機関を支援する。(対応済医療機関数 13 / 対象医療機関数 30)

(4) 緩和ケア

- 緩和ケア外来を設置し、退院後も継続して専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備する。(4 / 10)
- 緩和ケアチームに精神科医を配置し、身体症状だけでなく、精神症状の緩和ができる体制を整備する。(7 / 10)

今後、これらの具体化の可能性などについて、県がん診療連携拠点病院を中心に、拠点病院が連携して、主体的に検討していくこととしている。

